

法令名	消防法	所管課	予防課
処分の種類	危険物保安統括管理者等解任命令		
根拠条項	第13条の24	処分権者	市長
根拠条文	<p>法第13条の24</p> <p>市町村長等は、危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼす恐れがあると認めるときは、第12条の7第1項又は第13条第1項に規定する製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任を命ずることができる。</p>		
処 分 基 準	<p>1 法令のとおり、各規定に違反したとき。</p> <p>2 「これらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼす恐れがあると認めるときは」については、具体的な事例に即して行う。</p>		
行政手続法適用の有無	有		
意見陳述の機会の付与	要		
区 分	聴 聞		
制定 年 月 日	平成6年9月22日		
施行 年 月 日	平成6年10月1日		